特定非営利活動法人　空　定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人　空　という。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、障害者に対して、障害福祉に関する事業を行い、地域における社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1)　保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(2)　人権の擁護又は平和の推進を図る活動

（事業）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1)　障害（児）者の地域生活の自立を促進する事業及び障害福祉サービス事業

(2)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業及び地域生活支援事業

(3)　介護保険法に基づく居宅サービス事業

(4)　介護保険法に基づく第1号事業

(5) その他、この法人の目的達成に必要な事業

第３章　会員

（種別）

第６条 この法人に次に掲げる会員を置き、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。) 上の社員とする。

(1)　正 会 員　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2)　その他の会員 理事会において別に定める規則により入会した個人及び団体

（入会）

第７条 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由が

ない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（会費）

第８条 正会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条 正会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して１年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

（退会）

第 10 条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第 11 条 正会員が次の各号のいずれか一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の３分の２以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その正会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）

第 12 条 既納の入会金及び会費その他の拠出金品は、返還しない。

第４章 役員

（種別及び定数）

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理 事 ５人以上 ７人以下

(2) 監 事 １人以上 ２人以下

2 理事のうち、１人を理事長とし、若干名を副理事長とすることができる。

（選任等）

第 14 条 理事及び監事は総会で選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

（職務）

第 15 条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

（任期等）

第 16 条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第 18 条 役員が次の各号のいずれか一に該当するときは、総会において正会員総数の３分の２以上の議決によりこれを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）

第19条 役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。
２ 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
３ 前２項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第５章 会議

（種別）
第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の２種とする。
２ 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（構成）
第21条 総会は、正会員をもって構成する。
２ 理事会は理事をもって構成する。
３ 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

（権能）
第22条 総会は、次の事項について議決する。
(1) 定款の変更
(2) 解散
(3) 合併
(4) 役員の任免等に関する事項
(5) 事業報告及び収支決算に関する事項
(6) その他この法人の運営に関する重要事項
２ 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項について議決する。
(1) 総会に付議すべき事項
(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
(3) 事業計画及び収支予算に関する事項
(4) 多額の金銭の借入れその他新たな義務の負担及び重要な財産の処分
(5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する重要事項

（開催）
第23条 通常総会は、年１回、毎事業年度終了後すみやかに開催する。
２ 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
(2) 正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3) 第15条第４項第４号の規定により、監事から招集があったとき。
３ 理事会は、次の各号のいずれか一に該当する場合に開催する。
(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

（招集）

第24条　会議は、前条第２項第３号の場合を除き、理事長が招集する。

2　理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3　理事長は、前条第３項第２号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

4　会議を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクシミリ又は電子メールをもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。ただし、議事が緊急を要すると理事長が認める場合はこの限りではない。

（議長）

第25条 会議の議長は、理事長又は理事長が指名した者がこれに当たる。

（定足数）

第26条 総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

2　理事会は、理事総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第27条　会議における議決事項は、第24条第４項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員又は理事（以下、「構成員」という。）の２分の１以上の同意があった場合はこの限りではない。

2　会議の議事は、この定款に規定するもののほか、それぞれ出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3　理事長は、簡易な事項又は急を要する事項について、理事が書面、ファクシミリ又は電子メールにより、賛否を示すことにより、理事会の議決とすることができる。

（表決権等）

第28条　総会及び理事会における構成員の表決権は、平等なるものとする。

2　やむを得ない理由のため会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。また、総会においては、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3　前項の規定により表決した構成員は、第 26 条、前条第２項、次条第１項及び第 37 条第１項の適用については、会議に出席したものとみなす。

4　会議の議決について、特別の利害関係を有する構成員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第29条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 構成員総数及び出席者数並びに理事会における出席者氏名(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、総会においてはその数、理事会においてはその旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人１人以上が署名又は記名押印しなければならない。

（運営委員会）

第30条 この法人に運営委員会を置く。

2 運営委員は理事長が選任する。

3 運営委員会の設置、運営および職掌に関する詳細は、理事長が別途定める。

第６章 資産及び会計

（資産の構成）

第31条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

（資産の管理）

第32条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第33条 この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

(1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。

(2) 財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、会計簿に基づいて収支及び財政状態に関する真実な内容を明りょうに表示したものとすること。

(3) 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

（暫定予算）

第34条 やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（事業報告及び収支決算）

第35条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後すみやかに総会の承認を得なければならない。

（事業年度）

第36条 この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

第７章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第37条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の３分の２以上の議決を得なければならない。

2 定款の変更は、次に掲げる事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 主たる事務所の所在地及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないものに限る。)

(2) 資産に関する事項

(3) 公告の方法

（解散）

第38条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の３分の２以上の承諾を得なければならない。

3 第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第39条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第３項に規定するものから総会において選定したものに帰属する。

（合併）

第 40 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の３分の２以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第８章　公告の方法

（公告の方法）

第 41 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイトの法人入力情報欄に掲載して行う。

第９章　雑則

（細則）

第 42 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附　則

１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

２　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	湯原　美陽子
副理事長	静　文雄
理事	中山　茂和
理事	金子　由紀子
理事	鈴木　恭二
理事	丹野　清人
監事	塩川　忠

３　この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第１項の規定にかかわらず、成立の日から平成 21 年９月 30 日までとする。

４　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 22 条第２項第３号の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

５　この法人の設立当初の事業年度は、第 36 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 21 年３月３１日までとする。

６　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、徴収しないものとする。

附　則　この定款は平成２９年６月４日から施行する。

附　則　この定款は令和元年１１月 １３日から施行する。

附　則　この定款は令和８年３月１１日から施行する。

附　則　この定款は令和　年　月　　日から施行する。

令 和 8 年 度 事 業 計 画 書

特定非営利活動法人　空

1　事業活動方針

当法人は、以下の事業活動を通じて、利用者の皆様が住み慣れた地域で安心して生活できるようシームレスな支援の提供を実施するための体制づくりを行い、質の高い支援を提供し、地域福祉の向上に貢献することを目標とします。

（1）障害（児）者の地域生活の自立を促進する事業及び障害福祉サービス事業

・障害者地域活動支援センター（作業所型）「風のバード」事業

利用者の皆様一人ひとりの意向を尊重し、社会参加、就労支援、生活能力向上に向けた多様なプログラムを提供することで、地域における自立した生活と社会参加を強力に促進します。

（2）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業及び地域生活支援事業

・居宅介護、重度訪問介護事業

専門性の高い訪問介護員が利用者の皆様の自宅を訪問し、身体介護や生活援助を通じて、安全で快適な日常生活を支えます。また、重度訪問介護においては、より専門的な支援を提供し、重度障害をお持ちの方の地域生活を可能にします。

・移動支援事業

社会生活上必要不可欠な通学や外出を支援することで、利用者の皆様の行動範囲を広げ、社会参加の機会を創出し、豊かな地域生活を送れるようサポートします。

（3）介護保険法に基づく居宅サービス事業

・訪問介護事業

高齢者の皆様が住み慣れたご自宅で、尊厳を保ちながら自立した生活を継続できるよう、個別のニーズに応じた身体介護、生活援助、相談支援をきめ細やかに提供します。

（4）介護保険法に基づく第１号事業

・第１号事業

介護予防を目的とし、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を継続できるよう訪問介護員による訪問介護相当サービス 、訪問型生活援助サービスを提供します。

2　事業内容

特定非営利活動に係る事業

（1）障害（児）者の地域生活の自立を促進する事業及び障害福祉サービス事業

：障害者地域活動支援センター（作業所型）「風のバード」事業

・内　　容　　障害者地域活動支援センター（作業所型）を実施する。
・日　　時　　通年実施
・場　　所　　風のバード作業所内
・従事者人員　　８人
・受益対象者　　障害者 20 人
・支出見込額　　24,988,752 円

（２）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業及び地域生活支援事業

：居宅介護、重度訪問介護事業

・内　　容　　移動支援、重度訪問介護事業を実施する。
・日　　時　　通年実施
・場　　所　　現・風のバード作業所内の占有事務所
・従事者人員　　2.5 人
・受益対象者　　障害者 11 人
・支出見込額　　5,168,584 円

：移動支援事業

・内　　容　　移動支援事業を実施する。
・日　　時　　通年実施
・場　　所　　現・風のバード作業所内の占有事務所
・従事者人員　　2.5 人
・受益対象者　　障害者 4 人
・支出見込額　　3,146,735 円

（３）介護保険法に基づく居宅サービス事業

：訪問介護事業

・内　　容　　訪問介護事業を実施する。
・日　　時　　通年実施
・場　　所　　現・風のバード作業所内の占有事務所
・従事者人員　　2.5 人
・受益対象者　　要介護者 6 人
・支出見込額　　3,687,460 円

（４）介護保険法に基づく第１号事業

：第１号事業

・内　　容　　第１号事業（訪問介護相当サービス / 訪問型生活援助サービス）を実施する。
・日　　時　　認証後から実施
・場　　所　　現・風のバード作業所内の占有事務所
・従事者人員　　2.5 人
・受益対象者　　要支援者 3 人
・支出見込額　　116,752 円

令 和 9 年 度 事 業 計 画 書

特定非営利活動法人空

1　事業活動方針

当法人は、令和８年度において障害児（者）や高齢者の福祉においてシームレスな支援が提供できるよう体制を整えた。

令和９年度は、利用者の皆様が住み慣れた地域で、より一層安心して豊かな生活を送れるよう安定した支援を提供することはもちろんのこと、支援の質向上を目標とし、地域福祉に貢献することを目標とします。

（１）障害（児）者の地域生活の自立を促進する事業及び障害福祉サービス事業

・障害者地域活動支援センター（作業所型）「風のバード」事業

利用者の皆様一人ひとりの意向を尊重し、社会参加、就労支援、生活能力向上に向けた多様なプログラムを提供することで、地域における自立した生活と社会参加を強力に促進します。

（２）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業及び地域生活支援事業

・居宅介護、重度訪問介護事業

専門性の高い訪問介護員が利用者の皆様の自宅を訪問し、身体介護や生活援助を通じて、安全で快適な日常生活を支えます。また、重度訪問介護においては、より専門的な支援を提供し、重度障害をお持ちの方の地域生活を可能にします。

・移動支援事業

社会生活上必要不可欠な通学や外出を支援することで、利用者の皆様の行動範囲を広げ、社会参加の機会を創出し、豊かな地域生活を送れるようサポートします。

（３）介護保険法に基づく居宅サービス事業

・訪問介護事業

高齢者の皆様が住み慣れたご自宅で、尊厳を保ちながら自立した生活を継続できるよう、個別のニーズに応じた身体介護、生活援助、相談支援をきめ細やかに提供します。

（４）介護保険法に基づく第１号事業

・第１号事業

介護予防を目的とし、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を継続できるよう訪問介護員による訪問介護相当サービス、訪問型生活援助サービスを提供します。

2　事業内容

特定非営利活動に係る事業

（１）障害（児）者の地域生活の自立を促進する事業及び障害福祉サービス事業

：障害者地域活動支援センター（作業所型）「風のバード」事業

・内　　容　　障害者地域活動支援センター（作業所型）を実施する。
・日　　時　　通年実施
・場　　所　　風のバード作業所内
・従事者人員　　８人
・受益対象者　　障害者 20 人
・支出見込額　　24,988,752 円

（２）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業及び地域生活支援事業

：居宅介護、重度訪問介護事業

・内　　容　　移動支援、重度訪問介護事業を実施する。
・日　　時　　通年実施
・場　　所　　現・風のバード作業所内の占有事務所
・従事者人員　　2.5 人
・受益対象者　　障害者 11 人
・支出見込額　　6,811,542 円

：移動支援事業

・内　　容　　移動支援事業を実施する。
・日　　時　　通年実施
・場　　所　　現・風のバード作業所内の占有事務所
・従事者人員　　2.5 人
・受益対象者　　障害者 4 人
・支出見込額　　3,748,643 円

（３）介護保険法に基づく居宅サービス事業

：訪問介護事業

・内　　容　　訪問介護事業を実施する。
・日　　時　　通年実施
・場　　所　　現・風のバード作業所内の占有事務所
・従事者人員　　2.5 人
・受益対象者　　要介護者 6 人
・支出見込額　　4,040,531 円

（４）介護保険法に基づく第１号事業

：第１号事業

・内　　容　　第１号事業（訪問介護相当サービス / 訪問型生活援助サービス）を実施する。
・日　　時　　通年実施
・場　　所　　現・風のバード作業所内の占有事務所
・従事者人員　　2.5 人
・受益対象者　　要支援者 3 人
・支出見込額　　239,332 円

活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

法人の名称　特定非営利活動法人空

（単位：円）

科目	特定非営利活動に係る事業	合計	
Ⅰ 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	80,000		
賛助会員受取会費	28,000		
入会金	3,000		
受取会費小計		111,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	269,780		
受取寄附金小計		269,780	
3. 受取助成金等			
横浜市障害者支援センター助成金	25,870,360		
受取民間助成金小計		25,870,360	
4. 事業収益			
風のバード事業収入	1,273,608		
居宅介護、重度訪問介護収入	6,334,009		
移動支援事業収入	3,510,500		
訪問介護事業	4,334,744		
第1号事業	236,300		
事業収益小計		15,689,161	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収入	0		
その他収益小計		0	
経常収益計			41,940,301
Ⅱ 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
常勤職員	11,271,434		
非常勤職員	7,741,402		
法定福利費	1,968,431		
人件費計	20,981,267		
(2) その他経費			
役務費	730,000		
一般物品費	920,000		
備品費	400,000		
印刷製本費	500,000		
業務委託費	1,470,000		
会議費	40,000		
光熱水費	940,000		
借料損料	400,000		
借地借家費	7,477,200		
職員研修費	190,000		
旅費	250,000		
厚生経費	40,000		
修繕費	100,000		
負担金・分担費	50,000		
自主製品開発制作支援事業費	240,000		
地域交流活動費	0		
保健衛生費	0		
給食費	0		
諸謝金	0		
雑費	2,379,816		
送迎費	0		
その他経費計	16,127,016		
事業費計		37,108,283	
2. 管理費			
(1) その他経費			
役務費	0		
雑費	198,000		
その他経費計	198,000		
管理費計		198,000	
経常費用計			37,306,283
当期経常増減額			4,634,018
Ⅲ 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
Ⅳ 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			4,634,018
前期繰越正味財産額			−2,847,479
次期繰越正味財産額			1,786,539

活動予算書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

法人の名称　特定非営利活動法人空

（単位：円）

科目	特定非営利活動に係る事業	合計	
Ⅰ 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	80,000		
賛助会員受取会費	28,000		
入会金	3,000		
受取会費小計		111,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	269,780		
受取寄附金小計		269,780	
3. 受取助成金等			
横浜市障害者支援センター助成金	25,870,360		
受取民間助成金小計		25,870,360	
4. 事業収益			
風のバード事業収入	1,273,608		
居宅介護、重度訪問介護収入	11,311,159		
移動支援事業収入	6,368,460		
訪問介護事業	6,592,172		
第1号事業	500,400		
事業収益小計		26,045,799	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収入	0		
その他収益小計		0	
経常収益計			52,296,939
Ⅱ 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
常勤職員	11,271,434		
非常勤職員	10,345,919		
法定福利費	2,004,431		
人件費計	23,621,784		
(2) その他経費			
役務費	760,000		
一般物品費	940,000		
備品費	400,000		
印刷製本費	500,000		
業務委託費	1,470,000		
会議費	40,000		
光熱水費	960,000		
借料損料	400,000		
借地借家費	7,477,200		
職員研修費	200,000		
旅費	250,000		
厚生経費	40,000		
修繕費	100,000		
負担金・分担費	50,000		
自主製品開発制作支援事業費	240,000		
地域交流活動費	0		
保健衛生費	0		
給食費	0		
諸謝金	0		
雑費	2,379,816		
送迎費	0		
その他経費計	16,207,016		
事業費計		39,828,800	
2. 管理費			
(1) その他経費			
役務費	0		
雑費	198,000		
その他経費計	198,000		
管理費計		198,000	
経常費用計			40,026,800
当期経常増減額			12,270,139
Ⅲ 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
Ⅳ 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			12,270,139
前期繰越正味財産額			1,786,539
次期繰越正味財産額			14,056,678